　　　20\*\*年\*\*月\*\*日

※　提出用として１通、申請者控用として１通、作成してください。

申請日

観光庁長官　殿

※　第２種旅行業者は各都道府県知事（例、東京都知事）としてください。

旅行業者の名称：　○○○○○株式会社

代表者氏名：　　○ ○ ○ ○ 　　　　　㊞

担当：　　　　□ □ □ □

電話： 0\*\*-\*\*\*-\*\*\*\*

旅行業約款変更認可申請書

当社の旅行業約款を変更致したく、旅行業法第１２条の２第１項の規定により、以下のとおり認可を申請致します。

※　いわゆるフライ＆クルーズ旅行約款、ランドオンリー約款、募集型ペックス約款等、既に個別認可を受けた約款に変更を加える場合、上記「当社の旅行業約款」の箇所は、「当社が平成●年●月●日付で認可を受けた旅行業約款」と記載してください。

記

1. 申請者の名称及び住所：

○○○○○株式会社

○○県○○○市○○町○○○○

例：東京都知事登録第２種旅行業者の場合

「東京都知事登録旅行業第2-\*\*\*\*号」

1. 登録年月日及び登録番号：

▲▲ ○○年○○月○○日

観光庁長官登録旅行業第○○○○号

1. 申請の理由：

募集型企画旅行契約に利用する航空券における航空会社の課す取消料、違約料等の合計額が標準旅行業約款に定める取消料の限度額を超える場合に、航空会社が課す取消料、違約料等の合計額の範囲内の金額を旅行契約に係る取消料として旅行者に請求することができる規定を新設するため。

1. 認可申請に係る旅行業約款

「認可を希望する旅行業約款（案）」のとおり

1. 実施予定日

観光庁長官の認可を受けた日から

※　第２種旅行業者は各都道府県知事（例、東京都知事）としてください。

1. 添付
2. 認可を希望する旅行業約款（案）（別紙１）
3. 当社の現行旅行業約款との対照表（募集型企画旅行契約の部　別表第一）（別紙２）
4. 宣誓書（別紙３）

以　上

**当ページ内のテキストボックスは説明用に設けたものです。書類作成時には削除してください。**

別紙１

※　いわゆるフライ＆クルーズ旅行約款、ランドオンリー約款等（募集型ペックス約款は除く）、既に個別認可を受けた約款に変更を加える場合、「当社の旅行業約款（標準旅行業約款と同一内容）」の箇所は、「当社が平成●年●月●日付で認可を受けた旅行業約款」と記載してください。

**※当ページ内のテキストボックスは説明用に設けたものです。書類作成時には削除してください。**

※この書類は、いわゆる**募集型ペックス約款の個別認可を受けていない**ことを前提とした書類です。

認可を希望する旅行業約款（案）

1. 当社旅行業約款（標準旅行業約款と同一内容）の「募集型企画旅行契約の部」の別表第一をつぎのとおりに変更する（下線部が変更及び追加箇所）。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 別表第一　取消料（第十六条第一項関係）  一　国内旅行に係る取消料   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 区　　　 分 | | 取　消　料 | | （一）次項及び第三項以外の募集型企画旅行契約 | | | | （略） | | （略） | | （二）航空会社が設定する航空券（募集型企画旅行のために旅行の目的地における宿泊費その他の費用を合算した旅行代金の額のみを表示することができ、運賃・料金を単独では表示することができない航空券（１名から利用できる「個人包括旅行運賃」に限る。））を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称、並びに当該航空券に関して航空会社が定める取消手数料、違約料、払戻手数料その他の航空運送契約の解除に要する費用（以下、総称して「航空券取消料等」といいます。）の条件（以下「航空券取消条件」といい、当該航空会社のウェブサイト等でご確認いただけます。）及び金額を明示したもの | | | | イ　旅行契約締結後に解除する場合（ロからヘに掲げる場合を除く。） | | 旅行契約を解除した時点において航空券取消条件を適用した場合の航空券取消料等の額（以下「旅行契約解除時の航空券取消料等」といいます。）以内 | | ロ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目に当たる日以降に解除する場合（ハからヘまでに掲げる場合を除く。） | | 旅行代金の20％又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内 | | ハ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合（ニからヘまでに掲げる場合を除く。） | | 旅行代金の30％又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内 | | ニ　旅行開始日の前日に解除する場合 | | 旅行代金の40％又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内 | | ホ　旅行開始当日に解除する場合（ヘに掲げる場合を除く。） | | 旅行代金の50％又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内 | | へ　旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合 | | 旅行代金の100％以内 | | （三）貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約 | | （略） | | 備考 | （一）（略）  （二）（略）  （三）第二項の場合において、当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払うべき航空券取消料等が生じなかったときは、旅行契約解除時の航空券取消料等の額は無料として取り扱い、航空会社により航空券取消料等が減額されたときは、当該減額後の航空券取消料等の額を旅行契約解除時の航空券取消料等の額として取り扱います。 | | |

２．上記１．以外は標準旅行業約款と同一の内容である。

以　上

※　いわゆるフライ＆クルーズ旅行約款、ランドオンリー約款等（募集型ペックス約款は除く）、既に個別認可を受けた約款に変更を加える場合、上記「標準旅行業約款」の箇所は、「当社が平成●年●月●日付で認可を受けた旅行業約款」と記載してください。

別紙１

※　いわゆる募集型ペックス約款に限らず、自社の約款について個別認可を受けた最新の日付を記載してください。

**※当ページ内のテキストボックスは説明用に設けたものです。書類作成時には削除してください。**

認可を希望する旅行業約款（案）

1. 当社が平成●年●月●日付で認可を受けた旅行業約款の「募集型企画旅行契約の部」の別表第一をつぎのとおりに変更する（下線部が変更及び追加箇所）。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 別表第一　取消料（第十六条第一項関係）  一　国内旅行に係る取消料   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 区　　　 分 | | 取　消　料 | | （一）次項、第三項及び第四項以外の募集型企画旅行契約 | | | | （略） | | （略） | | （二）航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称、並びに当該航空券に関して航空会社が定める取消手数料、違約料、払戻手数料その他の航空運送契約の解除に要する費用（以下、総称して「航空券取消料等」といいます。）の条件（以下「航空券取消条件」といいます。）及び金額を明示したもの | | | | （略） | | （略） | | （三）航空会社が設定する航空券（募集型企画旅行のために旅行の目的地における宿泊費その他の費用を合算した旅行代金の額のみを表示することができ、運賃・料金を単独では表示することができない航空券（１名から利用できる「個人包括旅行運賃」に限る。））を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称、並びに当該航空券に関して航空会社が定める取消手数料、違約料、払戻手数料その他の航空運送契約の解除に要する費用（以下、総称して「航空券取消料等」といいます。）の条件（以下「航空券取消条件」といい、当該航空会社のウェブサイト等でご確認いただけます。）及び金額を明示したもの | | | | イ　旅行契約締結後に解除する場合（ロからヘに掲げる場合を除く。） | | 旅行契約解除時の航空券取消料等の額以内 | | ロ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目に当たる日以降に解除する場合（ハからヘまでに掲げる場合を除く。） | | 旅行代金の20％又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内 | | ハ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合（ニからヘまでに掲げる場合を除く。） | | 旅行代金の30％又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内 | | ニ　旅行開始日の前日に解除する場合 | | 旅行代金の40％又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内 | | ホ　旅行開始当日に解除する場合（ヘに掲げる場合を除く。） | | 旅行代金の50％又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内 | | へ　旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合 | | 旅行代金の100％以内 | | （四）貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約 | | （略） | | 備考 | （一）（略）  （二）（略）  （三）第二項及び第三項の場合において、当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払うべき航空券取消料等が生じなかったときは、旅行契約解除時の航空券取消料等の額は無料として取り扱い、航空会社により航空券取消料等が減額されたときは、当該減額後の航空券取消料等の額を旅行契約解除時の航空券取消料等の額として取り扱います。 | | |

２．上記１．以外は当社が平成●年●月●日付で認可を受けた旅行業約款と同一の内容である。

※　いわゆる募集型ペックス約款に限らず、自社の約款について個別認可を受けた最新の日付を記載してください。

以　上

**※当ページ内のテキストボックスは説明用に設けたものです。書類作成時には削除してください。**

この書類は、「国内旅行に係る取消料」及び「海外旅行に係る取消料」ともに、いわゆる**募集型ペックス約款の個別認可を受けている**ことを前提とした書類です。

募集型ペックス約款の個別認可を受けた際、ひな形に従ってPEX運賃等を利用する募集型企画旅行の取消料に関する規定を「第二項」として挿入した約款に対して、新IIT約款に関する規定を新たに「第三項」として追加しています。

前回認可時にひな形通りの約款変更でなく認可を受けている場合は上記記載内容と異なりますので、自社約款に合わせて作成してください。

別紙１

※　いわゆる募集型ペックス約款に限らず、自社の約款について個別認可を受けた最新の日付を記載してください。

認可を希望する旅行業約款（案）

1. 当社が平成●年●月●日付で認可を受けた旅行業約款の「募集型企画旅行契約の部」の別表第一をつぎのとおりに変更する（下線部が変更及び追加箇所）。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 別表第一　取消料（第十六条第一項関係）  一　国内旅行に係る取消料   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 区　　　 分 | | 取　消　料 | | （一）次項、第三項及び第四項以外の募集型企画旅行契約 | | | | （略） | | （略） | | （二）航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称、並びに当該航空券に関して航空会社が定める取消手数料、違約料、払戻手数料その他の航空運送契約の解除に要する費用（以下、総称して「航空券取消料等」といいます。）の条件（以下「航空券取消条件」といいます。）及び金額を明示したもの | | | | （略） | | （略） | | （三）航空会社が設定する航空券（募集型企画旅行のために旅行の目的地における宿泊費その他の費用を合算した旅行代金の額のみを表示することができ、運賃・料金を単独では表示することができない航空券（１名から利用できる「個人包括旅行運賃」に限る。））を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称、並びに当該航空券に関して航空会社が定める取消手数料、違約料、払戻手数料その他の航空運送契約の解除に要する費用（以下、総称して「航空券取消料等」といいます。）の条件（以下「航空券取消条件」といい、当該航空会社のウェブサイト等でご確認いただけます。）及び金額を明示したもの | | | | イ　旅行契約締結後に解除する場合（ロからヘに掲げる場合を除く。） | | 旅行契約解除時の航空券取消料等の額以内 | | ロ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目に当たる日以降に解除する場合（ハからヘまでに掲げる場合を除く。） | | 旅行代金の20％又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内 | | ハ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合（ニからヘまでに掲げる場合を除く。） | | 旅行代金の30％又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内 | | ニ　旅行開始日の前日に解除する場合 | | 旅行代金の40％又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内 | | ホ　旅行開始当日に解除する場合（ヘに掲げる場合を除く。） | | 旅行代金の50％又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内 | | へ　旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合 | | 旅行代金の100％以内 | | （四）貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約 | | （略） | | 備考 | （一）（略）  （二）（略）  （三）第二項及び第三項の場合において、当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払うべき航空券取消料等が生じなかったときは、旅行契約解除時の航空券取消料等の額は無料として取り扱い、航空会社により航空券取消料等が減額されたときは、当該減額後の航空券取消料等の額を旅行契約解除時の航空券取消料等の額として取り扱います。 | | |

２．上記１．以外は当社が平成●年●月●日付で認可を受けた旅行業約款と同一の内容である。

※　いわゆる募集型ペックス約款に限らず、自社の約款について個別認可を受けた最新の日付を記載してください。

以　上

この書類は、「国内旅行に係る取消料」及び「海外旅行に係る取消料」ともに、いわゆる**募集型ペックス約款の個別認可を受けている**ことを前提とした書類です。

募集型ペックス約款の個別認可を受けた際、ひな形に従ってPEX運賃等を利用する募集型企画旅行の取消料に関する規定を「第二項」として挿入した約款に対して、新IIT約款に関する規定を新たに「第三項」として追加しています。

前回認可時にひな形通りの約款変更でなく認可を受けている場合は上記記載内容と異なりますので、自社約款に合わせて作成してください。

別紙２

※１　いわゆるフライ＆クルーズ旅行約款、ランドオンリー約款等（募集型ペックス約款は除く）、既に個別認可を受けた約款に変更を加える場合、下表右欄の「現行の旅行業約款（標準旅行業約款と同一内容）」の箇所は、「当社が平成●年●月●日付で認可を受けた旅行業約款」と記載してください。

※２　いわゆるフライ＆クルーズ旅行約款、ランドオンリー約款等（募集型ペックス約款は除く）の認可を受けている場合は、対照表の内容を、認可を受けている約款の内容を反映したものに修正してください。

**このテキストボックスは説明用に設けたものです。書類作成時には削除してください。**

現行の旅行業約款との対照表

※この書類は、いわゆる**募集型ペックス約款の個別認可を受けていない**ことを前提とした書類です。

**※当ページ内のテキストボックスは説明用に設けたものです。書類作成時には削除してください。**

（募集型企画旅行契約の部　別表第一）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 認可を希望する旅行業約款（案） | | 現行の旅行業約款（標準旅行業約款と同一内容） |
| 募集型企画旅行契約の部  別表第一　取消料（第十六条第一項関係）  一　国内旅行に係る取消料   |  |  | | --- | --- | | 区　　　分 | 取消料 | | （一）次項及び第三項以外の募集型企画旅行契約 | | | イ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目（日帰り旅行にあっては十日目）に当たる日以降に解除する場合（ロからホまでに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の20％以内 | | ロ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の30％以内 | | ハ　旅行開始日の前日に解除する場合 | 旅行代金の40％以内 | | ニ　旅行開始当日に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の50％以内 | | ホ　旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合 | 旅行代金の100％以内 | | （二）航空会社が設定する航空券（募集型企画旅行のために旅行の目的地における宿泊費その他の費用を合算した旅行代金の額のみを表示することができ、運賃・料金を単独では表示することができない航空券（１名から利用できる「個人包括旅行運賃」に限る。））を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称、並びに当該航空券に関して航空会社が定める取消手数料、違約料、払戻手数料その他の航空運送契約の解除に要する費用（以下、総称して「航空券取消料等」といいます。）の条件（以下「航空券取消条件」といい、当該航空会社のウェブサイト等でご確認いただけます。）及び金額を明示したもの | | | イ　旅行契約締結後に解除す | 旅行契約を | | | 募集型企画旅行契約の部  別表第一　取消料（第十六条第一項関係）  一　国内旅行に係る取消料   |  |  | | --- | --- | | 区　　　分 | 取消料 | | （一）次項以外の募集型企画旅行契約 | | | イ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目（日帰り旅行にあっては十日目）に当たる日以降に解除する場合（ロからホまでに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の20％以内 | | ロ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の30％以内 | | ハ　旅行開始日の前日に解除する場合 | 旅行代金の40％以内 | | ニ　旅行開始当日に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の50％以内 | | ホ　旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合 | 旅行代金の100％以内 | |  |  | |  |  | |
| |  |  | | --- | --- | | る場合（ロからヘに掲げる場合を除く。） | 解除した時点において航空券取消条件を適用した場合の航空券取消料等の額  （以下「旅行契約解除時の航空券取消料等」といいます。）以内 | | ロ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目に当たる日以降に解除する場合（ハからヘまでに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の20％又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内 | | ハ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合（ニからヘまでに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の30％又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内 | | ニ　旅行開始日の前日に解除する場合 | 旅行代金の40％又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内 | | ホ　旅行開始当日に解除する場合（ヘに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の50％又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内 | | ヘ　旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合 | 旅行代金の100％以内 | | （三）貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約 | 当該船舶に係る取消料の規定によります。 | | 備考（一）取消料の金額は、契約書面に明示します。  （二）本表の適用に当たって「旅行開 | | | | |  |  | | --- | --- | |  |  | |  |  | |  |  | |  |  | |  |  | |  |  | | （二）貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約 | 当該船舶に係る取消料の規定によります。 | | 備考（一）取消料の金額は、契約書面に明示します。  （二）本表の適用に当たって「旅行開 | | |
| |  | | --- | | 始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。 | | （三）第二項の場合において、当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払うべき航空券取消料等が生じなかったときは、旅行契約解除時の航空券取消料等の額は無料として取り扱い、航空会社により航空券取消料等が減額されたときは、当該減額後の航空券取消料等の額を旅行契約解除時の航空券取消料等の額として取り扱います。 | | | |  | | --- | | 始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。 | |  | |
| 二　海外旅行に係る取消料   |  |  | | --- | --- | | 区　　　分 | 取消料 | | （一）本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。） | | | イ　旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって四十日目に当たる日以降に解除するとき（ロからニまでに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の10％以内 | | ロ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の20％以内 | | ハ　旅行開始日の前々日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の50％以内 | | ニ　旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合 | 旅行代金の100％以内 | | （二）貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約 | | | イ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって九十日目に当たる日以降に解除する場合（ロからニまでに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の20％以内 | | ロ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の50％以内 | | ハ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目に当たる日以降に解除す | 旅行代金の80％以内 | | | 二　海外旅行に係る取消料   |  |  | | --- | --- | | 区　　　分 | 取消料 | | （一）本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。） | | | イ　旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって四十日目に当たる日以降に解除するとき（ロからニまでに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の10％以内 | | ロ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の20％以内 | | ハ　旅行開始日の前々日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の50％以内 | | ニ　旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合 | 旅行代金の100％以内 | | （二）貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約 | | | イ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって九十日目に当たる日以降に解除する場合（ロからニまでに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の20％以内 | | ロ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の50％以内 | | ハ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目に当たる日以降に解除す | 旅行代金の80％以内 | |
| |  |  | | --- | --- | | る場合（ニに掲げる場合を除く。） |  | | ニ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合 | 旅行代金の100％以内 | | （三）本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約 | 当該船舶に係る取消料の規定によります。 | | 注 「ピーク時」とは、十二月二十日から一月七日まで、四月二十七日から五月六日まで及び七月二十日から八月三十一日までをいいます。 | | | 備考（一）取消料の金額は、契約書面に明示します。  （二）本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。 | | | |  |  | | --- | --- | | る場合（ニに掲げる場合を除く。） |  | | ニ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合 | 旅行代金の100％以内 | | （三）本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約 | 当該船舶に係る取消料の規定によります。 | | 注 「ピーク時」とは、十二月二十日から一月七日まで、四月二十七日から五月六日まで及び七月二十日から八月三十一日までをいいます。 | | | 備考（一）取消料の金額は、契約書面に明示します。  （二）本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。 | | | |

別紙２

※１　この書類は、いわゆる**募集型ペックス約款の個別認可を受けている**ことを前提とした書類です。

※２　いわゆる募集型ペックス約款以外のフライ＆クルーズ旅行約款、ランドオンリー約款等の認可を受けている場合は、対照表の内容を、認可を受けている約款の内容を反映したものに修正してください。

※　いわゆる募集型ペックス約款に限らず、自社の約款について個別認可を受けた最新の日付を記載してください。

**※当ページ内のテキストボックスは説明用に設けたものです。書類作成時には削除してください。**

現行の旅行業約款との対照表

（募集型企画旅行契約の部　別表第一）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 認可を希望する旅行業約款（案） | | 当社が平成●年●月●日付で認可を受けた旅行業約款 |
| 募集型企画旅行契約の部  別表第一　取消料（第十六条第一項関係）  一　国内旅行に係る取消料   |  |  | | --- | --- | | 区　　　分 | 取消料 | | （一）次項、第三項及び第四項以外の募集型企画旅行契約 | | | イ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目（日帰り旅行にあっては十日目）に当たる日以降に解除する場合（ロからホまでに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の20％以内 | | ロ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の30％以内 | | ハ　旅行開始日の前日に解除する場合 | 旅行代金の40％以内 | | ニ　旅行開始当日に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の50％以内 | | ホ　旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合 | 旅行代金の100％以内 | | （二）航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称、並びに当該航空券に関して航空会社が定める取消手数料、違約料、払戻手数料その他の航空運送契約の解除に要する費用（以下、総称して「航空券取消料等」といいます。）の条件（以下「航空券取消条件」といいます。）及び金額を明示したもの | | | イ　旅行契約締結後に解除する場合（ロからヘに掲げる場合を除く。） | 旅行契約を解除した時点において航空券取消条件を適用した場合の | | | 募集型企画旅行契約の部  別表第一　取消料（第十六条第一項関係）  一　国内旅行に係る取消料   |  |  | | --- | --- | | 区　　　分 | 取消料 | | （一）次項及び第三項以外の募集型企画旅行契約 | | | イ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目（日帰り旅行にあっては十日目）に当たる日以降に解除する場合（ロからホまでに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の20％以内 | | ロ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の30％以内 | | ハ　旅行開始日の前日に解除する場合 | 旅行代金の40％以内 | | ニ　旅行開始当日に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の50％以内 | | ホ　旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合 | 旅行代金の100％以内 | | （二）航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称、並びに当該航空券に関して航空会社が定める取消手数料、違約料、払戻手数料その他の航空運送契約の解除に要する費用（以下、総称して「航空券取消料等」といいます。）の条件（以下「航空券取消条件」といいます。）及び金額を明示したもの（次項に掲げる旅行契約を除く。） | | | イ　旅行契約締結後に解除する場合（ロからヘに掲げる場合を除く。） | 旅行契約を解除した時点において航空券取消条件を適用した場合の | |
| |  |  | | --- | --- | |  | 航空券取消料等の額  （以下「旅行契約解除時の航空券取消料等」といいます。）以内 | | ロ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目（日帰り旅行にあっては十日目）に当たる日以降に解除する場合（ハからヘまでに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の20％又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内 | | ハ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合（ニからヘまでに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の30％又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内 | | ニ　旅行開始日の前日に解除する場合 | 旅行代金の40％又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内 | | ホ　旅行開始当日に解除する場合（ヘに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の50％又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内 | | ヘ　旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合 | 旅行代金の100％以内 | | （三）航空会社が設定する航空券（募集型企画旅行のために旅行の目的地における宿泊費その他の費用を合算した旅行代金の額のみを表示することができ、運賃・料金を単独では表示することができない航空券（１名から利用できる「個人包括旅行運賃」に限る。））を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称、並びに当該航空券に関して航空会社が定める取消手数料、違約料、払戻手数料 | | | | |  |  | | --- | --- | |  | 航空券取消料等の額  （以下「旅行契約解除時の航空券取消料等」といいます。）以内 | | ロ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目（日帰り旅行にあっては十日目）に当たる日以降に解除する場合（ハからヘまでに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の20％又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内 | | ハ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合（ニからヘまでに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の30％又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内 | | ニ　旅行開始日の前日に解除する場合 | 旅行代金の40％又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内 | | ホ　旅行開始当日に解除する場合（ヘに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の50％又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内 | | ヘ　旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合 | 旅行代金の100％以内 | |  |  | |
| |  |  | | --- | --- | | その他の航空運送契約の解除に要する費用（以下、総称して「航空券取消料等」といいます。）の条件（以下「航空券取消条件」といい、当該航空会社のウェブサイト等でご確認いただけます。）及び金額を明示したもの | | | イ　旅行契約締結後に解除する場合（ロからヘに掲げる場合を除く。） | 旅行契約解除時の航空券取消料等の額以内 | | ロ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目に当たる日以降に解除する場合（ハからヘまでに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の20％又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内 | | ハ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合（ニからヘまでに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の30％又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内 | | ニ　旅行開始日の前日に解除する場合 | 旅行代金の40％又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内 | | ホ　旅行開始当日に解除する場合（ヘに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の50％又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内 | | へ　旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合 | 旅行代金の100％以内 | | （四）貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約 | 当該船舶に係る取消料の規定によります。 | | 備考（一）取消料の金額は、契約書面に明示します。  （二）本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した | | | | |  |  | | --- | --- | |  |  | |  |  | |  |  | |  |  | |  |  | |  |  | |  |  | | （三）貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約 | 当該船舶に係る取消料の規定によります。 | | 備考（一）取消料の金額は、契約書面に明示します。  （二）本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した | | |
| |  | | --- | | 時」以降をいいます。 | | （三）第二項及び第三項の場合において、当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払うべき航空券取消料等が生じなかったときは、旅行契約解除時の航空券取消料等の額は無料として取り扱い、航空会社により航空券取消料等が減額されたときは、当該減額後の航空券取消料等の額を旅行契約解除時の航空券取消料等の額として取り扱います。 | | | |  | | --- | | 時」以降をいいます。 | | （三）第二項の場合において、当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払うべき航空券取消料等が生じなかったときは、旅行契約解除時の航空券取消料等の額は無料として取り扱い、航空会社により航空券取消料等が減額されたときは、当該減額後の航空券取消料等の額を旅行契約解除時の航空券取消料等の額として取り扱います。 | |
| 二　海外旅行に係る取消料   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 区　　　分 | 取消料 | | | （一）本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約（次項から第三項に掲げる旅行契約を除く。） | | | | イ　旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって四十日目に当たる日以降に解除するとき（ロからニまでに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の10％以内 | | | ロ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の20％以内 | | | ハ　旅行開始日の前々日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の50％以内 | | | ニ　旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合 | 旅行代金の100％以内 | | | （二）本邦出国時又は帰国時に、航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称、並びに航空券取消条件及び航空券取消料等の金額を明示したもの（次項に掲げる旅行契約を除く。） | | | | イ　旅行契約締結後に解除する場合（ロからホに掲げる場合を除く。） | | 旅行契約解除時の航空券取消料等の額以内 | | ロ　旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって四十日目に当たる日以降に解除する | | 旅行代金の10％又は旅行契約解除時の航空券取消料等と | | | 二　海外旅行に係る取消料   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 区　　　分 | 取消料 | | | （一）本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約（次項から第三項に掲げる旅行契約を除く。） | | | | イ　旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって四十日目に当たる日以降に解除するとき（ロからニまでに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の10％以内 | | | ロ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の20％以内 | | | ハ　旅行開始日の前々日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の50％以内 | | | ニ　旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合 | 旅行代金の100％以内 | | | （二）本邦出国時又は帰国時に、航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称、並びに航空券取消条件及び航空券取消料等の金額を明示したもの（次項に掲げる旅行契約を除く。） | | | | イ　旅行契約締結後に解除する場合（ロからホに掲げる場合を除く。） | | 旅行契約解除時の航空券取消料等の額以内 | | ロ　旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって四十日目に当たる日以降に解除する | | 旅行代金の10％又は旅行契約解除時の航空券取消料等と | |
| |  |  | | --- | --- | | とき（ハからホまでに掲げる場合を除く。） | のいずれか大きい額以内 | | ハ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（ニ及びホに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の20％又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内 | | ニ　旅行開始日の前々日以降に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の50％又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内 | | ホ　旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合 | 旅行代金の100％以内 | | （三）貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約 | | | イ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって九十日目に当たる日以降に解除する場合（ロからニまでに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の20％以内 | | ロ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の50％以内 | | ハ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目に当たる日以降に解除す  る場合（ニに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の80％以内 | | ニ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合 | 旅行代金の100％以内 | | （四）本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約 | 当該船舶に係る取消料の規定によります。 | | 注 「ピーク時」とは、十二月二十日から一月七日まで、四月二十七日から五月六日まで及び七月二十日から八月三十一日までをいいます。 | | | 備考（一）取消料の金額は、契約書面に明示します。  （二）本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第 | | | |  |  | | --- | --- | | とき（ハからホまでに掲げる場合を除く。） | のいずれか大きい額以内 | | ハ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（ニ及びホに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の20％又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内 | | ニ　旅行開始日の前々日以降に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の50％又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内 | | ホ　旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合 | 旅行代金の100％以内 | | （三）貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約 | | | イ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって九十日目に当たる日以降に解除する場合（ロからニまでに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の20％以内 | | ロ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の50％以内 | | ハ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目に当たる日以降に解除す  る場合（ニに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の80％以内 | | ニ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合 | 旅行代金の100％以内 | | （四）本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約 | 当該船舶に係る取消料の規定によります。 | | 注 「ピーク時」とは、十二月二十日から一月七日まで、四月二十七日から五月六日まで及び七月二十日から八月三十一日までをいいます。 | | | 備考（一）取消料の金額は、契約書面に明示します。  （二）本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第 | | | |
| |  | | --- | | 二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。  （三）第二項の場合において、当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払うべき航空券取消料等が生じなかったときは、旅行契約解除時の航空券取消料等の額は無料として取り扱い、航空会社により航空券取消料等が減額されたときは、当該減額後の航空券取消料等の額を旅行契約解除時の航空券取消料等の額として取り扱います。 | | |  | | --- | | 二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。  （三）第二項の場合において、当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払うべき航空券取消料等が生じなかったときは、旅行契約解除時の航空券取消料等の額は無料として取り扱い、航空会社により航空券取消料等が減額されたときは、当該減額後の航空券取消料等の額を旅行契約解除時の航空券取消料等の額として取り扱います。 | | |

この書類は、「国内旅行に係る取消料」及び「海外旅行に係る取消料」ともに、いわゆる**募集型ペックス約款の個別認可を受けている**ことを前提とした書類です。

募集型ペックス約款の個別認可を受けた際、ひな形に従ってPEX運賃等を利用する募集型企画旅行の取消料に関する規定を「第二項」として挿入した約款に対して、新IIT約款に関する規定を新たに「第三項」として追加しています。

前回認可時にひな形通りの約款変更でなく認可を受けている場合は上記記載内容と異なりますので、自社約款に合わせて作成してください。

別紙３

※　提出用として１通、申請者控用として１通、作成してください。

20\*\*年\*\*月\*\*日

宣誓書

申請日

観光庁長官　殿

※　第２種旅行業者は各都道府県知事（例、東京都知事）としてください。

旅行業者の名称：　○○○○○株式会社

代表者氏名：　　○ ○ ○ ○ 　　　　㊞

担当：　　　　□ □ □ □

電話： 0\*\*-\*\*\*-\*\*\*\*

このたび、募集型企画旅行において利用する航空運送（航空会社が設定する個人包括旅行運賃によるもので、本邦内のみの旅行に利用するものに限ります。）に関し、航空会社が当社（又は委託旅行業者）に課す取消料、違約料等（以下、総称して「航空券取消料等」といいます。）の合計額の範囲内の金額を取消料として旅行者に請求することができる規定を追加するため、当社旅行業約款を変更致したく、旅行業法第１２条の２第１項の規定により認可の申請をするに際し、次の事項を遵守することを宣誓致します。

記

１．取引条件説明書面に次の事項を記載すること。

* 1. 個人包括旅行運賃による航空運送を利用する旨
  2. 利用する航空会社名及び利用する運賃の種別
  3. 上記①の航空運送にかかる航空券取消料等の合計額
  4. 募集型企画旅行契約の取消料の額について、上記③の航空券取消料等の合計額が標準旅行業約款に規定する取消料の額を超えるときは、当該航空券取消料の合計額の範囲内の金額を取消料の額とする旨
  5. 上記①の航空運送にかかる取消条件を旅行者が確認する方法
  6. 上記①③④について、枠取りのうえ文字ポイント数を大きくする、他の記載事項より太いフォントを使う、目立つ文字色を使う、背景色を目立つものにするなど適宜の方法で他の記載事項とは区別して目立つ表示とすること

２．旅行者への取引条件の説明にあたり、上記１．の各事項の説明を徹底すること。

３．旅行業法第１４条の２の規定により、受託旅行業者及び受託旅行業者代理業者において旅　行者への取引条件の説明を行う場合においても、上記１．の各事項の説明を徹底させること。

４．なお、告知広告を実施するときは、告知広告書面に次の事項を記載すること。

* 1. 告知広告のみでは募集型企画旅行契約の締結には応じない旨
  2. 旅行代金はお問い合わせの都度、別途発行する「取引条件説明書面」にてご案内をする旨
  3. 上記の他、契約規則第13条に規定された事項（第４号を除く）
  4. 旅行代金の目安額（任意）
  5. 個人包括旅行運賃を利用する商品である旨

以　上

**当ページ内のテキストボックスは説明用に設けたものです。書類作成時には削除してください。**